

信託商品の追加および遺贈にかかる提携について

株式会社 七十七銀行（頭取 小林 英文）では、信託ニーズの高まりにお応えするため信託商品を追加し専用ダイヤルを開設するとともに、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」といいます。）および日本赤十字社宮城県支部（以下「日本赤十字社」といいます。）と「遺贈に関する提携」を締結しましたので下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 追加する信託商品

(1) 商品名および主な特徴等

商品名	提携信託銀行	主な特徴
<七十七> ^{あす} 未来のあなたへ (遺言代用信託)	三井住友信託銀行	簡単なお手続きで、遺言書を作成することなく、遺したい人に資産を遺せます。
<七十七> ^{いま} 現在のあなたへ (暦年贈与信託)	みずほ信託銀行	生前贈与を通して、お子さまやお孫さまのライフプラン支援ができます。

※詳細につきましては、別紙をご確認ください

(2) 実施日

2021年4月1日（木）

(3) 取扱店

- A. 本店営業部、名掛丁支店、二日町支店、宮町支店、卸町支店、長町支店、泉支店、岩沼支店、白石支店、塩釜支店、石巻支店、気仙沼支店、古川支店、および佐沼支店（合計14カ店）
- B. その他の営業店をご希望のお客さまにつきましては、ご予約をいただいたうえで本部（コンサルティング営業部）担当者がご相談を受付させていただきます。

2. 専用ダイヤルの開設

ご相談を希望されるお客様へ、「信託相談・来店予約サービス」をご準備しましたので、お気軽にご利用ください。

信託相談・来店予約サービス（フリーダイヤル）：0120-^{よやく}489-^{は77}877
受付時間：9：00～17：00（銀行営業日）



3. 遺贈にかかる提携

遺言信託、遺言代用信託をご利用いただいたお客さまが、ご家族以外にも「資産をのこしたい」というニーズにお応えするため、「東北大学」および「日本赤十字社」と「遺贈に関する提携」を締結しました。

本件は、「地元の医療や学生を応援したい」という「お客さまの思い」を、東北大学や日本赤十字社への遺贈を通じて、お届けさせていただくものです。なお、東北大学に遺贈を希望される場合につきましては、「医療関連」「学生の就学支援」等の目的をお伺いいたします。

<参考> 相続人不在による国庫帰属額

2008 年度	2018 年度
221 億円	627 億円

近年、相続人が不在による国庫帰属額が増加しており、「遺贈」に対する関心が、高まっております。

(出所) 最高裁判所一般会計

<契約締結式の様子>

【国立大学法人東北大学】



左が大野総長、右が小林頭取

※写真撮影時のみマスクを外しています。

【日本赤十字社宮城県支部】



左が渡辺事務局長、右が遠藤上席執行役員

遺贈にかかる提携先は、地方公共団体や公的機関を中心に今後、順次拡大する予定です。

関連するSDGs



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明しました。

以上

(別 紙)

商品内容等

1. 遺言代用信託

項 目	内 容	
商 品 名	<七十七> ^{あす} 未来のあなたへ	
商 品 種 類	一時金型	年金型
申 込 金 額	100万円以上 3,000万円以下 (1円単位) (遺贈にはお申し込んだ だけの金額に上限があります)	500万円以上 3,000万円以下 (1円単位)
設 定 時 信 託 報 酬 (税 込)	1.65%	
信 託 期 間	信託契約日から信託終了日 (相続の発生等)	5年以上 25年以内
追 加 信 託	不 可	5,000円以上(1円単位)で信 託金の追加が可能
受 取 人	【受取人は当行口座にて受取】	
	法定相続人、直系卑属または その配偶者、提携先法人等 の中からお一人さま、または一 法人	法定相続人のうち1人
受 取 方 法 (相 続 発 生 後)	一時金として受取	(1) 受取サイクル 「毎月26日」または 「隔月26日」から選択 (2) 1回あたりの受取金額 1万円(1円単位)以上 注. 年間の受取金額が、申 込金額の5分の1を超 えない金額
遺 贈 へ の 対 応	あり (東北大学、日本赤十字社) ※順次追加予定	な し
そ の 他	一時金型と年金型の両方の申込みも可能	

「<七十七>^{あす}未来のあなたへ」は三井住友信託銀行の商品であり、当行が契約締結の媒介を行っています。上記設定時信託報酬のほかに、契約期間中に所定の信託報酬を申し受けます。その他、中途解約時には別途所定の手数料を差し引きいたします。

2. 暦年贈与信託

項 目	内 容
商 品 名	<七十七> ^{いま} 現在のあなたへ
申 込 金 額	500万円～上限なし（1万円単位）
申 込 手 数 料 （ 税 込 ）	2.2%
管 理 手 数 料	10,000円/年 注. 信託元本から引落し
信 託 設 定 日	申込日の翌月15日（休業日の場合は当該日の前営業日）
信託期間満了日	信託設定日から申込人が指定した期間（5～30年の期間から1年単位で指定）後に最初に到来する計算期日 注. 計算期日は毎年11月10日
信 託 期 間	原則として、信託設定日（信託契約日）から信託期間満了日 注. 信託期間の延長は不可
追 加 信 託	1万円単位で追加信託が可能
受 贈 者	【受取人は当行口座にて受取】 3親等以内の親族（国内居住者のみ）の中から、最大9名
贈 与 手 続	原則として年1回、みずほ信託銀行が指定受贈者の口座に振込を行う。

「<七十七> ^{いま}現在のあなたへ」は預金と異なり元本および利益の保証はありません。詳しくはパンフレット等をご確認ください。

以 上